

○農林水産省令第三十二号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令

令和五年五月十日

農林水産大臣 野村 哲郎

テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(防除区域)</p> <p><b>第二条</b> テンサイシストセンチュウの緊急防除を行う区域（以下「防除区域」という。）は、植物防疫法第十七条第二項第一号に基づき農林水産大臣が告示する区域とする。</p> <p>(移動の制限)</p> <p><b>第五条</b> 次に掲げるもの（以下「移動制限植物等」という。）は、植物防疫官がその行う検査の結果テンサイシストセンチュウのまん延を防止するための適切な措置が講じられていると認める旨を示す表示を付したものでなければ、防除区域以外の地域に移動させてはならない。ただし、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合及び植物防疫官（植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が都道府県知事又は市町村長に対し調査に関する協力指示書を交付した場合）にあつては、植物防疫官又は当該都道府県知事若しくは市町村長の指定する職員が調査を行うため移動制限植物等を防除区域以外の地域へ移動しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>一 一四 (略)</p> <p>二 一四 (略)</p> <p>(廃棄の措置)</p> <p><b>第七条</b> 防除区域内に存在する移動制限植物等のうちテンサイシストセンチュウが付着し、又は付着しているおそれがあるもので、テンサイシストセンチュウのまん延を防止するため必要があると認めて植物防疫官が指定するものを所有し、又は管理する者であつて、植物防疫官によりこれを廃棄すべきことを命ぜられた者は、植物防疫官（植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が都道府県知事又は市町村長に対し廃棄の措置に関する協力指示書を交付した場合）にあつては、植物防疫官又は当該都道府県知事若しくは市町村長の指定する職員）の指示に従い、これを廃棄しなければならない。</p>	<p>(防除区域)</p> <p><b>第二条</b> テンサイシストセンチュウの緊急防除を行う区域（以下「防除区域」という。）は、長野県諏訪郡原村中新田とする。</p> <p>(移動の制限)</p> <p><b>第五条</b> 次に掲げるもの（以下「移動制限植物等」という。）は、植物防疫官がその行う検査の結果テンサイシストセンチュウのまん延を防止するための適切な措置が講じられていると認める旨を示す表示を付したものでなければ、防除区域以外の地域に移動させてはならない。ただし、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合及び植物防疫官（植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が長野県知事又は原村長に対し調査に関する協力指示書を交付した場合）にあつては、植物防疫官又は長野県知事若しくは原村長の指定する職員が調査を行うため移動制限植物等を防除区域以外の地域へ移動しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>一 一四 (略)</p> <p>二 一四 (略)</p> <p>(廃棄の措置)</p> <p><b>第七条</b> 防除区域内に存在する移動制限植物等のうちテンサイシストセンチュウが付着し、又は付着しているおそれがあるもので、テンサイシストセンチュウのまん延を防止するため必要があると認めて植物防疫官が指定するものを所有し、又は管理する者であつて、植物防疫官によりこれを廃棄すべきことを命ぜられた者は、植物防疫官（植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が長野県知事又は原村長に対し廃棄の措置に関する協力指示書を交付した場合）にあつては、植物防疫官又は長野県知事若しくは原村長の指定する職員）の指示に従い、これを廃棄しなければならない。</p>

(消毒の措置)

第八条 防除区域においては、植物防疫官がその行う検査の結果テンサイシストセンチュウが存在していると認めたる場合(第三条第二号の許可を受けてしよくようだいおう等の作付けをするほ場を除く。)を所有し、又は管理する者は、植物防疫官(植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が都道府県知事又は市町村長に対し消毒の措置に関する協力指示書を交付した場合)あつては、植物防疫官又は当該都道府県知事若しくは市町村長の指定する職員)の指示に従い、当該ほ場の土を消毒しなければならない。

(新設)

附 則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。